

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 設置条例

－ 各条項の説明 － (案)

平成31年4月

滋賀県 総合企画部

県民活動生活課 県民情報室

目次

第1章 総則

第1条 趣旨	1
--------	---

第2章 設置および組織

第2条 設置等	3
第3条 担当事務	4
第4条 組織	7
第5条 任期	8
第6条 会長	9
第7条 専門委員	10
第8条 秘密保持義務	11
第9条 会議	12
第10条 関係者の出席等	14
第11条 部会	15
第12条 合議体	16
第13条 同前	18

第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手續

第14条 定義	19
第15条 審議会の調査権限	20
第16条 意見の陳述	23
第17条 意見書等の提出	24
第18条 委員による調査手續	25
第19条 提出資料の写しの送付等	26
第20条 調査審議手續の非公開	28
第21条 答申書の送付等	29

第4章 雑則

第22条 庶務	30
第23条 雑則	31
第24条 罰則	32
付 則	33

第1章 総則

第1条 (趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の設置および組織ならびに調査審議の手續等について定めるものとする。

趣旨

滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号。以下「公文書管理条例」という。）第26条第1項、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「情報公開条例」という。）第22条第1項および滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）第45条第1項は、実施機関の利用決定、公開決定、開示決定等（以下「利用決定等」という。）に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求がなされたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関等は、一定の場合を除き、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならないと定めているほか、公文書管理条例および個人情報保護条例の規定に基づき、一定の場合に審議会の意見を聴かななければならないと定めているが、本条は、本条例がその審議会の設置および組織ならびに調査審議の手續等について定めるものであるとしている。設置については本条例第2条に、組織については第3条から第13条に、審査請求に係る審議会の調査審議の手續については第14条から第21条にそれぞれ定められている。

解説

1 審議会の設置および組織

本条例第2章は、審議会の設置および組織について規定しており、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく知事の附属機関として設置し、審議会は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会として設置すること（条例第2条）、審議会の担当事務を定めること（条例第3条）、審議会は14人以内の委員で組織すること、委員の任免（条例第4条）、任期（条例第5条）、会長の選任、任務等（条例第6条）、専門委員の任免、任期等（条例第7条）、秘密保持義務（条例第8条）、会議の招集（条例第9条）、関係者の出席等（条例第10条）、部会の設置、担当事務等（条例第11条）、審査部会の合議体（分科会）（条例第12条・第13条）について定めている。

2 審査請求に係る審議会の調査審議の手續

本条例第3章は、審査請求に係る審議会の調査審議の手續について定めており、公開決定等の対象となった公文書等の提示（インカメラ審理（条例第15条第1項））、諮問実施機関に対する情報内容を審議会の指定する方法により分類・整理した資料（ヴォーン・インデックス）の提出を求め（条例第15条第3項）、審査請求人等に対する意

見書または資料の提出の求め、適当と認めた者の事実陳述、鑑定その他の調査（条例第 15 条第 4 項）、審査請求人等の口頭意見陳述の機会の付与（条例第 16 条第 1 項）、審査請求人等からの意見書または資料の提出（条例第 17 条）、指名委員による調査手続（条例第 18 条）、審議会に提出された資料の写しの送付等（条例第 19 条）、調査審議手続の非公開（条例第 20 条）、答申書の送付・公表（条例第 21 条）などが規定されている。

3 その他

本条例は、そのほかに、審議会に関し必要な事項は規則で定めること（第 4 章雑則第 23 条）、審議会委員の秘密保持義務違反に対する罰則（第 4 章雑則第 24 条）について規定している。

第2章 設置および組織

第2条（設置等）

（設置等）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とする。

趣旨

本条は、知事の附属機関として審議会を設置することを定めるものである。

また、本条第2項において、審議会は、住民基本台帳法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とすることを定めるものである。

解釈

1 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

(1) 審議会は、特定歴史公文書等の利用、情報公開および個人情報保護に関する審査請求に係る事件について、客観的で合理的な解決を図るため、実施機関の自己評価に、第三者的な立場からの評価を踏まえた判断を加味するための合議制の機関（救済機関）である。

また、審議会は、建議機関として、公文書管理条例および個人情報保護条例に基づく公文書の管理制度および個人情報保護制度の運営のほか、第3条第8号に掲げるとおり、公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、実施機関等に意見を述べる機能を有する。

知事の附属機関として設置されているが、知事以外の実施機関からの諮問にも応じて審議等を行う。

審査請求に係る事件を審議する機関（救済機関）としての機能のほか、制度の運営および改善に関する事項を建議する機関（建議機関）としての機能を併せ持つものとされている。

(2) 名称

本審議会は、本県における公文書管理制度、情報公開制度および個人情報保護制度について、条例の規定に基づき、実施機関等の諮問を受けて調査審議する機関であるため、名称を「滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会」としている。

第3条（担当事務）

（担当事務）

第3条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号。以下「公文書管理条例」という。）第8条第3項、第11条第3項および第24条第2項の規定により知事に意見を述べること。
- (2) 公文書管理条例第26条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (3) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「情報公開条例」という。）第22条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (4) 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）第6条第1項第8号および第2項ただし書ならびに第8条第1項第9号の規定により個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関に意見を述べること。
- (5) 個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (6) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、同法第30条の4第1項に規定する本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。
- (7) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項について調査審議すること。
- (8) 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、知事ならびに公文書管理条例第2条第1項に規定する実施機関、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関および個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関に意見を述べること。

趣旨

本条は、審議会の分担する事務について定めるものである。

解説

1 救済機関としての機能（第2号、第3号および第5号関係）

- (1) 公文書管理条例に基づく利用決定等および利用請求に係る不作為、情報公開条例に基づく公開決定等および公開請求に係る不作為ならびに個人情報保護条例に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合、実施機関は、審議会に審査請求事件を諮問し、その答申を尊重して裁決を行うこととしている。

2 建議機関としての機能（第1号、第4号および第6号から第8号まで関係）

審議会は、(1)の救済機関としての機能のほか、制度の運営に関する次のような事項について、実施機関に意見を述べる機能を有する。

(1) 公文書管理条例関係

ア 保存期間が満了したファイル等の廃棄の報告に対して、当該ファイルにまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当するかどうかについて知事が意見を述べようとする場合に、公文書管理条例第8条第3項の規定に基づき、知事の求めに応じて、意見を述べること。

イ 実施機関が策定する文書管理規程の基準を知事が定めようとする場合(変更(軽微な変更を除く。))をする場合を含む。)に、公文書管理条例第11条第3項の規定に基づき、知事の求めに応じて、意見を述べること。

ウ 知事が特定歴史公文書等を廃棄しようとする場合に、公文書管理条例第24条第2項の規定に基づき、意見を述べること。

(2) 個人情報保護条例関係

ア 実施機関が本人以外のものから個人情報を取得する場合に、個人情報保護条例第6条第1項第8号の規定に基づき、実施機関の求めに応じて、意見を述べること。

イ 実施機関が思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報を取得する場合に、個人情報保護条例第6条第2項の規定に基づき、意見を述べること。

ウ 実施機関が利用目的以外の目的のために利用または外部提供する場合に、個人情報保護条例第8条第1項第9号の規定に基づき、意見を述べること。

エ 【P】個人情報保護条例第42条の規定に基づき実施機関が個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行った場合、個人情報保護条例第49条の規定に基づき知事が事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理を行った場合について、実施機関等から報告を受け、改善等について意見を述べること。

(3) 公文書の管理、情報公開、個人情報の保護に関する制度全般

ア 本条第8号の規定に基づき、公文書の管理、情報公開、個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、実施機関の求めに応じて、意見を述べること。

イ 公文書管理条例第30条の規定に基づく現用公文書の管理状況および特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況、情報公開条例第32条の規定に基づく公文書の公開等の実施状況ならびに個人情報保護条例第51条の規定に基づく故人情報保護条例の運用状況について、知事から報告を受け、意見を述べること。

(4) 【P】住民基本台帳法関係

ア 住民基本台帳法第30条の38第4項の規定により、知事が契約に係る住民票コードの告知要求の禁止または住民票コードが記録されたデータベース構成の禁止に違反する行為に対して中止勧告をしたが、当該勧告を受けた者がその勧告に従わ

ない場合に、住民基本台帳法第30条の38第5項の規定により、知事が中止命令を行う場合において、同項の規定に基づき、知事の求めに応じて、意見を述べること。

イ 住民票コードの利用制限等および本人確認情報に関する事項

- (ア) 知事が管理する本人確認情報を県において利用する場合に制定される条例案（滋賀県住民基本台帳法施行条例等）を知事が立案する場合に、知事の諮問に応じて、意見を申し出ること、および条例に基づく利用の具体的な在り方、その際の保護措置の在り方について、知事の諮問に応じて、調査審議すること。
- (イ) 本人確認情報の保護措置の在り方について、知事はその組織的、技術的および制度的な対応を定めようとする場合に、知事の諮問に応じて、調査審議すること、および本人確認情報の処理に当たって個人情報保護の観点から問題が生じた場合の改善策について、知事の諮問に応じて、調査審議すること。
- (ロ) 住民基本台帳ネットワークシステムに対する苦情の処理に関し、苦情処理体制の在り方や具体的な問題の処理方法等について、知事の諮問に応じて、調査審議すること、および市町に関する苦情が寄せられた場合に、知事から市町長への適切な指導の在り方について、知事の諮問に応じて、調査審議すること。
- (ハ) その他県における苦情の適切な処理および本人確認情報の利用の在り方を含む本人確認情報の保護に関して、住民基本台帳制度の県における運用状況または住民の意見を踏まえ、技術上の措置など運用上改善すべき点と認めた点、条例上の措置等制度上改善すべきと認めた点等について、知事に対して建議すること。

(5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「特定個人情報保護規則」という。）関係

- ア 知事等が、特定個人情報保護評価規則第7条第1項前段に規定する特定個人情報ファイル（全項目評価の対象となるもの）を保有する場合に、同条第4項に基づき、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- イ 知事等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、特定個人情報保護評価規則第7条第2項に該当する場合（1年ごとの見直しの結果、基礎項目評価および重点項目評価の対象となくなつた場合）、同条第4項に基づき評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- ウ 評価書の記載内容に変更があつた場合および特定個人情報ファイルの取扱い状況について、知事から報告を受け、意見を述べること（滋個審第17号）。

第4条（組織）

（組織）

第4条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

趣旨

本条は、審議会の委員の人数および任命について定めるものである。

解説

1 任命（第2項）

公文書の管理、情報公開および個人情報の保護の制度の要として位置づけられている審議会は、不服申立て事件について客観的で合理的な解決を図るために、実施機関の自己評価に、第三者的な立場からの評価を踏まえ判断するものとされている。

また、公文書管理条例および個人情報保護条例の規定に基づき、制度について専門的な意見を述べるものとされている。

このように位置づけられている審議会の委員には、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をするための学識経験その他の優れた見識を有する者が任命される必要がある。

第5条（任期）

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

趣旨

本条は、委員の任期について定めるものである。

解説

1 委員の任期（第1項、第2項）

委員は非常に専門性が高く、その人材の確保の困難が見込まれることや滋賀県行政不服審査会、国の情報公開・個人情報保護審査会等の例により、任期を3年としている。

委員は、再任されることができるとしている。

第6条（会長）

（会長）

第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

趣旨

本条は、会長の設置および選任方法、その職務等について定めるものである。

解説

1 会長の設置・選任方法（第1項）

審議会の運営に当たって、審議会を代表する者を置く必要があることから、会長を置くこととし、会長は合議体の自立性を重視し、委員の互選により定めることが通例であることから、「委員の互選により選任する」こととしている。

2 会長の職務（第2項）

「総理」とは、「物事を総合し、おさめるということである。（中略）現在では、専ら、特に合議体の機関の長（審議会の会長、委員長等）とか法人の代表機関の長（理事長、会長等）について用いられることが多い」とされており（法令用語辞典）、「会務を総理し」とは、審議会の事務を総合し、おさめることを意味する。

「代表する」とは、「法人とその機関との関係で、機関の行為がすなわち法人の行為とみられる場合に用いる」とされており（法令用語辞典）、会長の名でした行為が、法律上審議会がした行為と同じ効果を有することを意味する。

なお、個別の審査請求事件の調査審議については、会長も他の委員と対等の立場で審議に参加することとなる。

3 会長の職務代理（第3項）

「事故があるとき、または会長が欠けたとき」とは、病気、国外出張等、在職しているが事務を執り得ないときをいう。このようなときには、あらかじめ会長が指名する委員（会長代理）がその職務を代理する。

第7条（専門委員）

（専門委員）

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

趣旨

本条は、審議会に専門委員を置くことができる旨を定めるものである。

解説

1 専門委員の設置（第1項）

審議会には様々な分野・態様の事件が諮問されることになることから、委員のみでは調査審議を行うことが困難な場合も想定される。

このようなことから、必要に応じ、専門的知識を有する者を臨機に活用することができるよう、専門委員を置くことができることとしている。

2 専門委員の任命（第2項）

専門委員の設置の必要性、また、必要となる専門的知識は、諮問される事件の内容や件数により変わり得るものであることから、「学識経験のある者」のうちから、知事が任命することとしている。

3 専門委員の任期（第3項）

専門委員は、諮問される事件の内容や件数に応じて、専門的知識を有する者を臨機に活用することを目的としていることから、任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されることとしている。

第8条（秘密保持義務）

（秘密保持義務）

第8条 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

趣旨

本条は、委員および専門委員の服務について定めるものである。審議会の委員および専門委員は、地方公務員法（昭和35年法律第261号）の適用を受けない非常勤の職員であることから、特に条例でもってその秘密保持義務を定めるものである。

解説

1 秘密保持義務

委員および専門委員は、いわゆるインカメラ審理手続（条例第15条第1項）において、公開・非公開の取扱いをめぐる争われている文書を直接見分して審理することができるため、秘密保持義務の遵守を求める必要性が高いと考えられることから、国の情報公開・個人情報保護審査会や県の類似の審議会である行政不服審査会の委員の例を参考に、秘密保持義務を課すこととしたものである。

なお、旧情報公開審査会および旧個人情報保護審議会の委員についても、同様の秘密義務が課されていたものである。

また、秘密保持義務違反の罰則については、第24条参照。

2 職務上知り得た秘密

委員が審議に際して知り得た情報のうち、秘密に属するものをいう。

第9条（会議）

（会議）

第9条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

趣旨

本条は、審議会の会議の招集、議長の選任、定足数および議決要件を定めるものである。国においては、本条の相当規定は、通例、政令に委任されているところであるが、滋賀県においては、条例事項として整理していることから必要な事項を定めるものである。

解説

1 会議の招集および議長（第1項、第2項）

会議の招集は、審議会の自主的な運営を促すため、会長が招集することとし、その会議の議事については議長が行うものであるが、他の附属機関と同様に、審議会を代表する会長が行うこととしている。

2 定足数（第3項）

定足数は、合議制の機関が議事を開き、また、議事を行うために必要な最小限度の出席者数のことであり、本来、議事機関はその構成員全員が出席した上で運営されるべきものであるものの、現実には全員の出席が難しいことも多く、極めて少数の構成員のみをもって議事を決することは不当であることから、他の附属機関と同様に、その過半数の出席を求めることとしている。

定足数は会議を開会する要件であるとともに、会議を継続するための要件でもある。定足数を満たさずに行われた議事は無効となる。

3 議決要件（第4項）

議事多数決の原則に基づき、多くの合議制の機関と同様に、過半数をもって議決するものである。

「出席した委員」とは、採決の際、会議の場にある委員のことで、当該事件について適法に議決権を有する者のことである。

通例では、採決の際、議長はそれに加わらず、可否同数の場合のみ、採決に加わるものであり、その採決は、積極、消極いずれに決するも議長の自由である。

4 会議での審議事項

会議において審議する事項は、毎年度知事から報告のある公文書管理・情報公開・個人情報保護制度の運用状況のほか、部会等で調査審議される事件以外の事件であり、例えば、会長の互選、会議運営方法の決定、事件と利害関係にある者の除斥（第13条第4項）の具体的な取扱いをはじめとする部会で行う調査審議の方法について一般的な事項の取り決めその他第23条の規則の規定に基づき定める事項などが対象となるものである。

【参考】 一般的な取り決めとして想定される事項

- ・ 除斥の具体的な取扱い（第13条第4項）**【再掲】**
- ・ 諮問書に添付を求める資料の内容
- ・ 会議の公開・非公開の方針
- ・ 会議を傍聴する場合の取扱い方針
- ・ その他会議の運営に関する事項

第10条（関係者の出席等）

（関係者の出席等）

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

趣旨

本条は、審議会における調査権限（審査請求に係る調査権限を除く。本条において同じ。）の手續について定めるものである。

解説

1 審議会の具体的な調査権限

次に示すとおりであり、具体的には、例えば、実施機関に資料の作成および提出、意見の開陳、説明を求めることなどが考えられる。

- (1) 会議の議事に関係のある者（実施機関、相当と認める者等）に対して、会議への出席を求め、当該会議の場で意見を聴くこと。
- (2) 審議の充実を図るため、関係資料その他必要な書面を求めること。

第11条（部会）

（部会）

第11条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会が担任する事務は、審議会が担任する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	担 任 す る 事 務
公文書等管理部会	第3条第1号に掲げる事務
審査部会	第3条第2号、第3号および第5号に掲げる事務
個人情報保護部会	第3条第4号、第6号および第7号に掲げる事務

- 2 前項の表の左欄に掲げる部会に属すべき委員および専門委員は、知事が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第9条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

趣旨

本条は、審議会は、公文書等管理部会、審査部会および個人情報保護部会において調査審議を行うことを基本とすること、部会の構成、部会長の設置およびその職務代理、審議会の定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることならびに部会の会議について定めるものである。

解説

1 部会の設置

第1項は、審議会は、その担任する事務が広範囲に及ぶことから、審議の充実と迅速を確保するため、公文書等管理部会、審査部会および個人情報保護部会を設置し、公文書管理に関する事項を公文書等管理部会で、審査請求に係る事項を審査部会で、個人情報保護に関する事項を個人情報保護部会で審議することを定めている。

2 部会の組織、議決等

第2項は、部会に属する委員については知事が指名することとしており、第3項から第5項までは、部会の委員の構成および部会長等の設置についての規定であり、その趣旨は第6条と同旨である。第6項において、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる旨定めており、具体的には、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領(以下「運営要領」という。)で定めることとしています。第7項において、部会の会議については、審議会の会議の規定を準用することとしている。

第12条（合議体）

（合議体）

第12条 審査部会は、審査部に属する委員のうちから、部会長が指名する者3人以上をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査部会が定める場合においては、審査部に属する委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

趣旨

本条は、審査部会は、3人以上の委員をもって構成する合議体において調査審議を行うことを基本とし、審査部会が定める場合には、委員全員をもって構成する合議体において調査審議を行うことを定めるものである。

解説

1 3人以上をもって構成する合議体（第1項）

審査部会は、審査請求についての採決の客観性・公正性を高めるため、第三者の立場から、実施機関が行った公開決定等の適正性や、法令解釈を含めて、実施機関の判断の適否を審査する機関であり、慎重な調査審議が求められる一方、相当数の諮問がなされることが予想され、事件の迅速な解決のためには、調査審議の効率性の確保が重要となる。

このため、原則として、個別の審査請求事件の調査審議は、意見が分かれた場合を考慮（2人とした場合には、意見が分かれた場合に決定する方法がないため、不適當。）して、委員の中から審議会が指名する3人以上をもって構成する合議体により行うこととしている。

この項の規定により、3人以上の合議体で調査審議を行うときは、当該合議体の議決が審査部会の議決となるため、改めて委員全員の会議を開催する必要はないことになる。

また、合議体の構成の仕方については、審査部会における運用に委ねられており、必ずしも、諮問のあった都度、委員全員の会議を開催して合議体を構成する委員を指名する必要はない。

なお、合議体を「分科会」と呼称することとする。

2 委員全員をもって構成する合議体（第2項）

合議体の意見が過去の審議会（滋賀県情報公開審査会および滋賀県個人情報保護審議会を含む。）の答申に反する場合や諮問された事件が特に複雑困難と見込まれる場合など、委員全員による調査審議を行った上で判断することが適当な場合があり得ることから、審査部会が適当と認める一定の場合には「委員全員をもって構成する合議体」で調査審議を行うこととしている。

この項は、第1項の調査審議の特例規定として定めているものである。

3 専門委員について

専門委員についてどの合議体に所属させるかは、規定していない。それは、「専門の事項を調査させるため必要があるとき」(第7条第1項)に置かれる臨時の委員であり、各合議体において取り扱うことが決定した個別の審査請求に係る事件について調査するものであって、所属する合議体は自ずと決定されるためである。

第13条（同前）

- 第13条** 前条第1項および第2項の各合議体に長を1人置き、これらの合議体のうち、部会長が構成に加わるものにあつては部会長が長となり、その他のものにあつては合議体を構成する委員のうちから部会長が指名する者が長となる。
- 2 前条第1項および第2項の各合議体は、過半数の委員（同条第1項の合議体を構成する委員の数が3人である場合には、当該合議体を構成する全ての委員）の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 前条第1項および第2項の各合議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、当該合議体の長の決するところによる。
- 4 審査請求に係る事件につき特別の利害関係を有する委員は、部会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

趣旨

本条は、合議体の議長の選任、定足数および議決要件を定めるとともに、委員および専門委員の除斥について定めるものである。

解説

1 合議体の長（第1項）

合議体の長については、国や部会等を設置する審議会の例を参考に、会長が構成に加わる場合には会長が、それ以外の合議体については審議会が指名する者をその長とすることとしている。

2 定足数（第2項）

全員で構成する合議体についての考え方は、第9条と同様である。3人の委員で構成する合議体については、全員が参加しなければ調査審議を行い、決定をすることができないことから、3人全員を定足数としたものである。

3 議決要件（第3項）

第9条の会議と同様に、議事多数決の原則に基づき、過半数をもって議決するものである。

4 除斥（第4項）

諮問手続の趣旨や第三者機関の役割に照らして、一般に、諮問事件に特別の利害関係を有する委員や専門委員が当該事件の審議に関与することは適当でないと考えられる。

どういった場合であるかについては、運営要領で具体的に定めることとしている。

第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手続

第14条（定義）

（定義）

第14条 この章において「諮問実施機関」とは、公文書管理条例第26条第1項の規定により審議会に諮問をした知事、情報公開条例第22条第1項の規定により審議会に諮問をした情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関および個人情報保護条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関をいう。

2 この章において「対象公文書等」とは、公文書管理条例第17条第1項に規定する利用決定等に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。）、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）および個人情報保護条例第20条第1項、第32条第1項または第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

趣旨

本条は、第3章の「諮問実施機関」および「対象公文書等」の定義について定めるものである。

解説

1 諮問実施機関（第1項）

公文書管理条例第26条第1項、情報公開条例第22条第1項および個人情報保護条例第45条第1項の規定により、知事または実施機関の利用決定等、公開決定等または開示決定等、訂正決定等もしくは利用停止決定等（以下この章において「利用決定等」と総称する。）の処分に対し、行政不服審査法による審査請求がなされたときは、実施機関は、一定の場合を除き、審議会に諮問しなければならないと定めているが、第1項で当該諮問を行った実施機関を「諮問実施機関」と定義し、第15条以下で、諮問に対する審議会の調査審議の手続を定めている。

2 対象公文書等（第2項）

第15条は、審議会から、諮問実施機関に対し、利用決定等の対象となった特定歴史公文書等、公文書または保有個人情報の提示または審議会の指定する方法により分類・整理した資料の作成・提出を求めることができることとしているが、第2項は、この対象となる特定歴史公文書等を「対象公文書等」と定義している。

第15条（審議会の調査権限）

（審議会の調査権限）

- 第15条** 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された対象公文書等の公開または開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等に記録され、または含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条および第21条において同じ。）または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

趣旨

本条は、審議会が審議するために必要な調査権限について定めるものである。

解説

1 インカメラ審理（第1項、第2項）

- (1) 第1項は、非公開情報および不開示情報（以下「非公開情報等」という。）が当該対象公文書等に記載されているか、部分公開等が適切に判断されているか等、利用決定等の内容に違法性または不当性がないかを的確かつ迅速に判断するため、利用決定等に係る対象公文書等を直接見ることができる、いわゆる「インカメラ審理」の権限を審議会に認めている。
- (2) 第1項の「必要があると認めるとき」とは、当該対象公文書等に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審議会が当該対象公文書等を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該対象公文書等を審議会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合をいう。

したがって、係争の文書に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲のものにしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得ることから、審議会は、実施機関等から必要な説明を聴き、当該対象公文書等を提示することによって生ずる支障の内容および程度を的確に把握し、また、他に定める方法による調査を十分に行った上で、当該文書の提示を求めるか否かを判断することとなる。

- (3) 第1項の「何人も、審議会に対し、その提示された対象公文書等の公開または開示を求めることができない」とは、審議会に提示された対象公文書等は、審議会がその公開または開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであり、利用決定等に基づき利用等がなされるまでは、何人も閲覧等の求めができないことを明らかにしている。
- (4) 第2項は、審議会からの利用決定等に係る対象公文書等の提示の要求は、当該対象公文書等を提示した場合と提示しない場合のそれぞれの不利益性を比較衡量した上でなされるものですから、当該要求があった場合は、諮問実施機関はこれを拒むことはできないこととしている。

2 ヴォーン・インデックス（第3項）

- (1) 第3項は、審査請求のあった利用決定等に係る対象公文書等の量が多く、複数の非公開情報等が複雑に関係する事案などの審議では、争点を明確にし、審議を促進する上で、審査請求のあった利用決定等に係る対象公文書等に記録されている情報の内容を分類し、または整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効であることから、審議会は必要と認めるときは、諮問実施機関に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成するよう求めることができることを定めている。

なお、本項は、第1項と異なり、審議会の要求に対し諮問実施機関が拒否することを禁じてはいないが、審議会が調査審議を迅速かつ適切に進めるために必要であると認めた場合には、諮問実施機関は当然にこれに応じなければならない。

- (2) 第3項の「必要があると認めるとき」とは、審議会は、第1項により係争の文書を直接見分して審議する方法があるので、新たに資料を作成・提出させることは諮問実施機関に負担を課すことになるため、必ずしも全ての事案においてヴォーン・インデックスを求めるものではなく、文書量が多く、複数の非公開情報等の規定が複雑に関係するような事案や、インカメラ審理を行うことの適否を判断しがたい事案などの場合をいう。

3 その他の調査

- (1) 審議会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックスの提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めるなどの調査を行うことができることとしている。

行政不服審査法第34条と異なり、適当と認める者の意見陳述や鑑定を行うことについて、審査請求人等が審議会に対して求めることはできない。ただし、諮問実施機関は、必要と認めるときは、自ら調査を行った上で、同条に基づき、その調査結果を審議会に提出することは可能ですし、審査請求人および参加人は、審査庁に対して、当該調査の申立てを行うことができる。

- (2) 第4項の「適当と認める者」とは当該事案の直接の利害関係人以外の者をいい、「その知っている事実」とはその者が自ら直接見聞した事実をいう。

- (3) 第4項の「その他必要な調査」とは、諮問実施機関に口頭による説明を求めることのほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、参考人（適当と認める者）の陳述および鑑定（同法第34条）の要求（同法第34条）、検証（同法第35条）、審理関係人への質問（同法第36条）等をいう。

第16条（意見の陳述）

（意見の陳述）

第16条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

趣旨

本条は、審査請求人等の審議会における意見陳述の機会の付与について定めるものであり、審査請求人等が審議会において、原則として口頭による意見陳述権を有することを明確にするとともに、補佐人についても定めるものである。

解説

1 口頭意見陳述の機会の付与

- (1) 第1項は、審議会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としています。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審議会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審議会に対して口頭による意見陳述の機会を求めることができることを定めている。
- (2) 第1項の「審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」とは、審議会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものでなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の事案について既に先例が確立しているときなどは、事件の迅速な解決と審議会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はない。
- (3) 口頭意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく出席しない場合には、口頭意見陳述を聴かずに、審議会で審議・答申することとなる。

2 補佐人の出頭

- (1) 第2項は、第1項の口頭意見陳述を行う場合について、審査請求人または参加人は、補佐人とともに出頭することができることを定めている。
- (2) 第2項の「審議会の定めるところ」とは、運営要領に具体的に定めることとしている。
- (3) 第2項の「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定されている補佐人と同義であり、専門知識を持って審査請求人または参加人を援助できる第三者です。審査請求人または参加人の発言機関として、事実上の陳述に限らず、法律上の陳述もすることができる。

第17条（意見書等の提出）

（意見書等の提出）

第17条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

趣旨

本条は、審査請求人等が審議会に対し、意見書または資料を提出することができることについて定めるものである。

解説

1 意見書等の提出

- (1) 本条は、第16条と同様、適正な判断を行うための資料が審議会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第32条に相当する規定である。
- (2) 「意見書」とは、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」とは、口頭意見陳述または意見書の内容を裏付ける文書その他の物をいう。
- (3) 本条ただし書は、審議の効率性および迅速性を考慮し、審議会の判断で意見書等を提出すべき相当の期間を定めることとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書または資料については、行政不服審査法と同様に、審議会は、その受取を拒否することができる。
- (4) 「相当の期間」とは、審査請求人等が意見書等を準備し、提出するために社会通念上必要と認められる期間をいう。もし、この期間が短すぎた場合で、審査請求人等が意見書または資料の提出をする機械を失うようなことがあれば、審査請求を却下または棄却する裁決がなされた場合、裁決の固有の瑕疵となりうる場合もあることに留意する必要がある。

第18条（委員による調査手続）

（委員による調査手続）

第18条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15条第1項の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

趣旨

本条は、審議会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、インカメラ審理のため提示された対象公文書等を閲覧させ、必要な調査をさせ、審査請求人等の意見陳述を聴取させることができることについて定めるものである。

解説

1 委員による調査手続

- (1) インカメラ審理における対象公文書等を直接閲覧することは、非公開情報等の該当性、利用決定等の違法性等の有無等を判断する上で重要な手続であり、審査部会または分科会の委員全員で行うのが原則であるが、委員全員が閲覧するまでもない内容と想定される場合や、対象となる文書や情報が大量で委員が手分けして閲覧する必要がある場合には、審議会は、本条により指名委員に閲覧を行わせることができることとしている。
- (2) 第15条第4項の必要な調査について、審議회가指名する委員に行わせることができるとしたものであり、適当と認める者の事実の陳述や鑑定を求めることその他の調査を含むものと解されている。
- (3) 具体的な手続については、運営要領で定めることとしているが、指名された委員が本条の規定に基づき調査を実施したときには、審査部会または分科会にその結果を報告しなければならないこととされている。

第19条（提出資料の写しの送付等）

（提出資料の写しの送付等）

- 第19条** 審議会は、第15条第3項もしくは第4項または第17条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書または資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

趣旨

本条は、他の審査請求人等から提出された意見書または資料の送付または閲覧について定めるものである。

審査請求人等に対して、口頭による意見陳述や意見書の提出を認めているが、他の審査請求人等から審議会に提出された意見書または資料へのアクセスを認めることによって、より実効的な意見の表明が可能となるという趣旨から、当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に閲覧を認めることについて定めるものである。本条の「資料」には、公開等の是非が争われている対象公文書等が含まれないことは当然のことである。

解説

1 提出資料の写しの送付および閲覧請求

第1項および第2項は、審査関係人が十分な主張立証を行えるようにすることを目的としている。閲覧についてその時期を明確にしていなが、審議会の調査審議手続における主張立証の便宜を図るためのものであることから、答申が行われた後は、閲覧を求めることはできない。審査請求に係る事件の審理は、審議会での審理が中心となるのが一般的であるので、審議会に提出された資料の内容を認識して主張立証を行

うことができるよう、当該資料の閲覧請求権を保障することとしている。

2 その他正当な理由があるとき

「その他正当な理由があるとき」とは、当該意見書または資料に非公開情報等（閲覧等を求める者が限定されていることから、審査請求人の個人名等は必ずしも非公開とする必要はなく、情報公開条例第6条等の非公開情報の範囲とは一致しない。）に該当する情報が記録されていると認められる場合や正当な防御権の行使ではなく権利の濫用にあたる場合などをいう。

また、本条に基づく閲覧等は、意見陳述や意見書作成等に役立てるためのものであり、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審議会全体の業務運営に支障をきたし、他の事案等にも影響を及ぼすおそれがあることから、調査審議の終結段階に至った場合の本規定による閲覧等も、「正当な理由があるとき」に該当するものと考えられる。

第20条（調査審議手続の非公開）

（調査審議手続の非公開）

第20条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

趣旨

本条は、審議会の審査請求に係る調査審議の手続を非公開とすることについて定めるものである。

解説

1 調査審議手続の非公開

- (1) 審議会では、非公開決定等とされた公文書についてインカメラ審理を行うため、その調査審議手続は公開になじまないことから、非公開とすることを明確にするものである。
- (2) 公開とは、誰もが傍聴できる一般公開のことであり、審議会が適当と認める場合に、本条例の規定に基づき審査関係人等の出席を認めることは、本条に反することにはならない。
- (3) 審議会が議事録等の調査審議の記録（議事録）を作成する場合には、情報公開条例に基づく公開請求の対象となり得る。議事録が公開されるかどうかは、調査審議の手続が非公開で行われたという理由ではなく、当該議事録に記載されている情報が情報公開条例第6条各号の非公開事由に該当するかどうかにより、実質的に判断されることとなる。

第21条（答申書の送付等）

（答申書の送付等）

第21条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

趣旨

本条は、諮問に対する答申をしたときの答申書の写しの関係者への送付と、答申の内容を一般に公表することについて定めるものである。

解説

1 答申書の送付等

- (1) 審査請求人および参加人は事件の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしている。なお、答申は、諮問実施機関に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問実施機関に送付される。
- (2) 審議会の答申は、その説明責任の観点からも公にされるべきものである。ただし、答申書には、審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当ではない部分が含まれていることから、当該部分を除いた「答申の内容」を公表することとしている。
審査請求人の属性に係る事項（例えば、所属の組織、会社名等）を記載せざるを得ない場合があると考えられるが、この場合も、これらの記載から審査請求人の特定につながるような記載を、例えば伏せ字にするなどの方法による公表することが考えられる。
- (3) 答申書の送付・答申の内容公表の時期については、本条には明記されていないが、第三者的な不服審査機関としての審議会の性格、審査請求人が諮問実施機関の裁決の日まで答申の存在を知らなかったということがないようにすべきこと、裁決を不服とする訴訟提起のための資料の提供などの点を考えると、答申日もしくは答申日から遅滞なく、送付や公表が行われることが必要です。

第4章 雑則

第22条（庶務）

（庶務）

第22条 審議会の庶務は、滋賀県総合企画部において処理する。ただし、第3条第6号に掲げる事務に関する庶務は、滋賀県総務部において処理する。

趣旨

本条は、審議会の庶務を処理する部局について定めるものである。

第3条第6号に掲げる事務（住民基本台帳法に関する事務）に関する庶務は総務部において、その他の事務に関する庶務は総合企画部において処理することとしている。

解説

1 審議会の庶務

審議会の委員はいずれも非常勤であり、調査審議に資する資料の収集・整理、審査請求人や審査庁等との連絡調整に関する補佐事務その他審議会の運営に関する庶務等については相当量に上ると考えられることから、審議会の事務局として庶務を処理する部局を定めるものである。

審議会の庶務のうち、審査部会に係る主な事務は、次のとおりである。

- (1) 諮問書の受理・審査
- (2) 審議資料の作成
 - ア 諮問書、添付書類等から、審査関係人の主張および論点を整理する。
 - イ 審理員意見書および諮問説明書における判断の根拠、結論等を整理する。
 - ウ 審理員意見書、諮問説明書等に不明な点等があれば、整理する。
- (3) 答申後の処理（公表資料作成（答申の仮名処理等）、資料提供）
- (4) 議事録等作成、作成資料等の部会長事前協議等
- (5) 開催通知等各種通知の作成、資料調製・委員ファイル等整理

第23条（雑則）

（雑則）

第23条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨

本条は、審議会に関し必要な事項を定める方法について定めるものである。

解説

審議会の組織および運営については、本条の規定に基づき「滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則（平成31年滋賀県規則第4号）」によるものとしている。

- (1) 手続の併合または分離
- (2) 対象公文書等の取扱いに係る実施機関の申出
- (3) その他会議の運営および調査審議の手続は、会長が審議会に諮って定めること。

「会長が審議会に諮って」とは、第三者機関である審議会の自立性を担保するため、条例および規則で定める必要な事項以外の事項については、審議会において定めさせようとするものである。

第24条（罰則）

（罰則）

第24条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

趣旨

本条は、審議会の委員および専門委員の秘密保持義務違反に対する罰則について定めるものである。

解説

1 罰則

審議会は、行政庁の処分等に対する審査請求事件について、審査庁たる諮問実施機関からの諮問を受けて調査審議を行い、答申を行うことを任務の一つとする機関であり、調査審議の過程においては、個人情報をはじめとして非公開情報等に当たる情報に接する機会があり、秘密保持義務の遵守を求める必要が高いと考えられること等から、その委員について秘密保持義務を規定している（第8条）。

審議会の委員は、特別職の公務員であるため、地方公務員法に規定する秘密保持義務規定は適用されない。このため、秘密保持義務違反に違反した場合には刑罰を科することとすることにより、秘密保持義務の遵守を担保することとしている。

刑罰については、行政不服審査法第87条、旧滋賀県情報公開条例第39条、旧個人情報保護条例第66条等を参考としている。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(滋賀県情報公開条例の一部改正)
- 2 滋賀県情報公開条例の一部を次のように改正する。
【次のように】省略
(滋賀県個人情報保護条例の一部改正)
- 3 滋賀県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
【次のように】省略
(滋賀県情報公開条例および滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行前に付則第2項の規定による改正前の情報公開条例第22条第1項の規定により設置されている滋賀県情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)または前項の規定による改正前の個人情報保護条例第48条第1項の規定により設置されている滋賀県個人情報保護審議会(以下「旧個人情報保護審議会」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会がした調査審議の手続は、審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、付則第2項および第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 付則第2項および第3項の規定の施行前にした行為ならびに前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 7 滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。
【次のように】省略

趣旨

条例の施行期日および情報公開審査会および個人情報保護審議会の改組に伴う経過措置について定めるものである。

解説

1 施行期日(第1項)

この条例の施行日は、公文書管理管理条例に定める文書管理の基準等について第三者機関の意見を聴く必要があることから、公文書管理条例の施行に先立ち、平成31年4月1日から施行させるものである。

2 情報公開審査会および個人情報保護審議会の改組に伴う経過措置（第4項、第5項および第6項）

第4項については、旧情報公開審査会および旧個人情報保護審議会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会がした調査審議の手続は、審議会がした調査審議の手続とみなすことを定めている。

第5項および第6項は、旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会の委員であった者の秘密保持義務および秘密保持義務違反に対する罰則の適用について、経過措置を定めている。